

○非農地証明事務取扱基準

南丹市農業委員会

第1 目的

この基準は、農地法第2条第1項の対象とならない土地の証明事務について、必要な事項を定めることにより、農地法の適正な運用を図ることを目的とする。

第2 取扱方法

農地法第2条第1項において規定された農地以外の土地のうち、公簿上の地目が田または畑であるものについて、申請土地が非農地であるかどうかは、その土地自体の事実状態（現況、態様等）に基づいて客観的に判定し処理するものとする。

第3 証明基準

証明書の交付は、申請土地が次の各号のいずれかに該当し、それぞれ具体的事実が明らかかなものに限定する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、今後とも農地として利用される見込みがあると認められるので、原則として証明の対象としない。

- ・ 風水害等不可抗力の災害により、農地に復元することが困難なもの
- ・ 自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなつてから10年以上経過し、容易に農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性のないもの。
- ・ 人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）前に農地でなくなったもの

人為的に無断転用された土地であっても、その行為が10年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合は、発行しても差し支えないものとする。

なお、違反転用等により改善指導を行っている経過のあるもの、及び隣接農地に対しての被害防除等に問題がある場合はこの限りでない。

第4 申請者

- ・ 申請地の所有権の全部又は一部を有する者
- ・ 申請地の所有権の全部又は一部を有すると書証等により推定される者（推定相続人）

第5 申請書類等

- ・ 申請土地の登記事項証明書
- ・ 公図の写し

- ・ 付近の見取図
- ・ 住民票
- ・ その他農業委員会が必要とする書類

第6 実施時期

この基準は、平成18年1月5日より実施する。

この基準は、平成24年6月5日より実施する。